



大栄あおぞら会



公津あおぞら会



若がり隊OB会



赤坂公園集いの会



健康フロンティア世話人会



赤坂クッキングクラブ

# 健康

## ご存じですか?

# ぼらんていあ

市では、市民の皆さんの健康づくりのために、さまざまな健康教室を実施しています。

これらの健康教室に参加して「こんなに良いことなら、ほかの誰かに伝えてあげたい」と考えた有志が結成したボランティア団体が「健康ぼらんていあ」です。

現在、市内で活動している健康ぼらんていあは次の通り。各地域を拠点に、健康づくりのノウハウを普及させようと熱心な活動を続けています。

### 健康づくり系 健康ぼらんていあ

赤坂公園集いの会

目的 赤坂公園を中心とした健康づくりの普及

活動日 月1回

ADL元気会

目的 高齢者体操を通じた健康づくり

活動日 月1回

赤坂クッキングクラブ

目的 食事作りを通じた健康づくり

活動日 月1回

健康フロンティア世話人会

目的 ノルディックウォーキング

を通じた健康づくり

活動日 月1回

健康増進課(☎27-1111)へ。

活動日 月5回

### 介護予防系 健康ぼらんていあ

あおぞら会(遠山・ニュータウン・公津・美郷台・大栄)

目的 地域の高齢者の引きこもりを予防する

活動日 月1回

若がり隊OB会

目的 ハンドベルの演奏を通じた介護予防

活動日 毎週火曜日

「けんこうぼらんていあ」のロゴが入った黄色いポロシャツを着て活動しているボランティアを見つけたら声を掛けてください。あなたも仲間に入りませんか。



※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

# 住み慣れたわが家で暮らすために

## ～福祉用具の貸与と購入について～

介護保険では住み慣れたわが家でいつまでも暮らせるよう、在宅サービスのメニューの一つとして福祉用具貸与と購入があります。その制度などについて紹介します。

サービス名	(介護予防)福祉用具貸与	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費
対象	介護保険の要支援・要介護認定を受けた人	
対象となる品目	①特殊寝台 (およびその付属品) ②車いす (およびその付属品) ③床ずれ防止用具 ④体位変換器 ⑤認知症老人徘徊感知機器 ⑥移動用リフト (吊り具を除く) ⑦手すり ⑧歩行器 ⑨歩行補助つえ ⑩スロープ	①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
支給額	月々のレンタル料金の9割が介護保険から給付されます	支給限度基準額は同一年度で10万円です。費用の9割が介護保険から支給されます
注意点	①～⑥については、一定の要件を満たす人を除いて、要介護2以上の人のみが給付の対象になります	指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り購入費が支給されます

\*福祉用具は、幅広いニーズに応えるため、品目ごとにさまざまな種類があります。利用者の状態にあった用具を利用するためにも、導入に当たっては、ケアマネージャーや販売店の福祉用具専門相談員とよく相談しましょう。

## 福祉用具を利用するための手続きなど

### 【福祉用具貸与の場合】

ケアプランの作成(ケアマネージャーに相談してください。ケアマネージャーと契約していない人は、新たに契約をするか、ケアプランの自己作成を行います)



レンタル料金の支払い(利用月の翌月に、1カ月分のレンタル料金の1割を事業所に支払います)

### 【福祉用具購入の場合】

福祉用具の購入(県から指定を受けている特定福祉用具販売事業者で購入)



支払い方法の選択(償還払いと受領委任払いがあります。償還払い…全額を支払い、直接居宅介護(介護予防)福祉用具購入費を受け取る 受領委任払い…販売店に1割分のみを支払い、福祉用具購入費は販売店が受け取る)



支給の申請(「居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」に領収書と製品のカタログなどを添付して介護保険課の窓口申請)



居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給(おおむね申請した月の翌月10日前後に福祉用具購入費が支給)

※くわしくは介護保険課(☎20-1545)へ。